

秋田市告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

令和4年8月1日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種類
社会福祉 法人秋田 県厚生協 会	寿光園ホー ムヘルプス テーション	秋田市寺内後城 6番41号	令和4年7月31日	訪問介護
社会福祉 法人桜丘 会	特別養護老 人ホーム八 橋	秋田市八橋イサ ノ一丁目2番4 号	令和4年7月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
株式会 社エー ジー グループ	レッツ倶 楽部秋田八 橋	秋田市八橋本町 六丁目9番10号	令和4年7月31日	通所介護
有限会 社優介 護	さくらデ イサービス 横森店	秋田市横森四丁 目9番36号	令和4年7月31日	地域密着型 通所介護